

# 近世後期田辺藩領内の火事と焼失割

東 昇

## 1 焼失割の基準

田辺藩領内の村では、火事になると焼失家屋数に応じて救済金を賦課する範囲が村内・大庄屋組内・領内全体へと変動した（『舞鶴市史』通史編上）。この領民の救済「焼失割」に関して、文化5年（1808）「御領分焼失割規定帳」（木船衛門家文書 14-930）が詳しい。この文書は、木船家が大庄屋を務めた時期の文化5年～文久元年（1861）の約50年にわたる、各村の火事と救済・負担18件の記録である（表1）。

まず、寛政6年（1794）「当時焼失割方改」には、10軒より20軒までの類焼は東西大庄屋組割とし、11軒以上は材木や縄・藁を東西で割ることを、森村の焼失の際に大庄屋で相談して決めている。つぎに、「焼失小屋掛積り」として、庄屋家・年寄家・百姓家・水呑家に区分し、小屋の規模、柱・桁梁・棟木・薦・藁・縄の規格・数量・費用が列挙されている。例えば、庄屋の小屋は3間6間、132.93匁、水呑は2間3間、68.12匁と、面積で3倍、費用は約2倍弱の開きがある。

そして、この焼失割の基準として、貞享5年（1688）5月16日「出火割定」を、郡奉行中嶋次太夫・須田四郎右衛門が定めたとする。この定では、類焼5軒までは村内、10軒までは大庄屋組内、11軒から20軒まで西に所属する組で焼失した場合は、西から材木、東から縄・藁、東の組の場合は東から材木、西から縄・藁を出すことになっていた。21軒以上は、東西の大庄屋で相談し割合を決める、とある。

表1 田辺藩領内の火事と祖母谷組の焼失割

	年代	西暦	月日	村	焼失	庄屋	年寄	百姓	水呑	郡中家	組家	賦課家	賦課銀	1軒別
1	文化5	1808	12月28日	由良	104			14	15	6,606	921	913	295.46	0.324
2	文政8	1825	10月上旬	野原	57					7,931	942	934	540.71	0.579
3	(文政8)	1825	(11月4日)	桑飼	20					7,931	945	937	186.52	0.199
4	文政11	1828	4月	真倉	19			14	5		946	938	184.5	0.197
5	文政12	1829	6月25日	京田	18		1	7	10	7,911	944	936	169.63	0.181
6	天保6	1835	—	南有路	—						943	935	119.2	0.127
7	天保9	1838	正月9日	寺田	19			15	4		947	939	185.49	0.198
8	天保10	1839	—	由良	15					7,909	932	924	133.774	0.145
9	天保10	1839	—	田井	—						938	930	318.52	0.342
10	天保15	1844	3月	佐波賀	27					7,884	945	937	260.3	0.278
11	嘉永3	1850	2月29日	真倉	14	1		9	4	7,889	952	944	141.5	0.150
12	嘉永5	1852	3月2日	大丹生	25	1	2	22		7,889	954	946	254.61	0.269
13	嘉永7	1854	8月29日	別所	24						960	952	244.5	0.257
14	安政3	1856	12月晦日	野原	11						944	936	102.79	0.110
15	安政5	1858	2月19日	平	62	2	1	36	23	7,858	943	935	608.3	0.651
16	安政6	1859	4月8日	三河	11	1		10		7,858			111.1	
17	万延元	1860	5月	公文名	11	1		5	5	7,863			193.3	
18	文久元	1861	4月	清道	12			5	7	7,863	964	956	111.42	0.117

出典：「御領分焼失割規定帳」（木船衛門家文書 14-930） 注：賦課銀・1軒別の単位は匁

## 2 割付の方法 由良村の場合

つぎに、具体的な火事焼失への対応を、文化5年由良村の火事でみていく（表1-1）。この事例では12月28日焼失分百姓14軒、水呑15軒、計25軒分の2貫119匁2分8厘を、領内の6606軒に割り付け各組の軒数・銀高が記される（表2）。また惣右衛門組内に割り当てられた295匁4分6厘を、溝尻村をはじめとする各村の軒数・銀高で配分している。惣右衛門組は、921軒であるが、大庄屋の居村は8軒分免除されるので913軒で負担する。この火事では、焼失104軒の内20軒余りの隠家が難渋を郡中へ願い出た。大庄屋達は、不埒であるが大焼なので格別の対応として、各組より100匁の合力を行った。合力は8組計800匁であったが、6組から110匁を集め、平組へ40匁・泉源寺組へ20匁を加えている。この配分は、各組の軒数の多少に応じて変更していることが表2からわかる。

表2 文化5年由良村火事の焼失割

大庄屋	居村	組	軒	賦課銀(匁)
弥五右衛門組	北有路	川口上	1032	331.7
伊左衛門組	大俣	川口中	819	262.74
源三郎組	引土	中筋	911	292.25
武左衛門組	倉谷	池之内	829	265.94
惣右衛門組	溝尻	祖母谷	921	295.46
西浦組	泉源寺	志楽	601	192.8
六郎左衛門組	平	大浦	476	152.7
四郎三郎組	丸田	川口下	1017	336.25

出典：「御領分焼失割規定帳」（14-930）

## 3 焼失割の手続

この焼失割はどのように実施されたのか。万延元年（1860）5月中筋組公文名村の11軒が類焼した火事の事例（表1-17）から判明する。この焼失割は、①7月14日中筋組大庄屋福田次兵衛から斎藤（大浦組）・木船（祖母谷組）・梅垣（志楽組）・亀井（池之内組）の西4組の各大庄屋に「公文名村出火割」（5-98-1）として依頼があった。基準となる焼失軒数と金額、郷中全体の家数、各組の軒数と割付銀が示され、銀は次回野形見分の御礼の際に持参してほしいとある。②その後、組内の各村に割付されるが、「焼失割」（1-789）には、三河・公文名村分226匁8分4厘がまとめられている。③各村より集金され、申年（万延元）9月29日、組内より大庄屋木船衛門宛に「焼失覚」（1-790）が出され大庄屋の元に割付銀が届いた。福田の依頼から2ヶ月以上経過し、木船衛門が立て替えた可能性もある（表1-16）。また、三河村は前年の安政6年（1859）4月の火事であり、1年以上経過している。④この割付銀は、嘉永5年（1852）3月大浦組大丹生村の事例（表1-12）によると、木船衛門から大庄屋齊藤久左衛門へ渡され、5月6日「覚」（1-315）を受領している。

焼失割の基準は、「御領分焼失割規定帳」の最後の記録となる文久元年以降に見直されている。「出火之節小屋掛入用定控」（上野家文書）によると、元治元年（1864）7月の下漆原村の火事の際に、世間の諸色高直のために、今後は各基準を倍増すると大庄屋間で相談している（『舞鶴市史』通史編上、1097頁）。60年間続いた救済の基準は、幕末の物価上昇に伴い、現状の小屋掛の費用上昇等に対応できず、実態と乖離し改定を余儀なくされたと考えられる。

## 参考文献

舞鶴市史編さん委員会編『舞鶴市史』通史編上、舞鶴市、1993

## 表紙の解説

	1	2	3
5		4	
(裏)		(表)	

- 1 「まるまる舞鶴」WEB
- 2 日下安左衛門家相図(部分、木船衛門家文書 17-233)
- 3 舞鶴地方史研究会との共同調査 長谷川巴南撮影
- 4 東舞鶴港俯瞰(多祢山からの展望) 松岡秀雄氏撮影
- 5 東舞鶴高校での授業風景 長谷川巴南撮影

## 京都府立大学文化遺産叢書(2008～ 京都関係)

- 1 南山城・宇治地域を中心とする歴史遺産・文化的景観の研究
- 3 八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図:地域文化遺産の情報化
- 4 八幡地域の古文書・石造物・景観:地域文化遺産の情報化
- 5 丹後・宮津の街道と信仰
- 6 城陽市域の地域文化遺産:神社・街道の文化遺産と景観
- 9 和束地域の歴史と文化遺産
- 10 石清水門前寺院・南山城地域の古文書:京都府歴史資料の調査
- 11 舞鶴地域の文化遺産と活用
- 12 「丹後の海」の歴史と文化
- 14 舞鶴・京丹後地域の文化遺産
- 16 舞鶴の地域連携と世代間交流:井上奥本家文書調査報告
- 18 京都東山・三嶋神社文書調査報告
- 19 京都雲ヶ畑・波多野六之丞家文書調査報告
- 20 綾部地域における文化資源の発掘と継承
- 21 京都山伏山町文書調査報告
- 22 あのころの雲ヶ畑:京都雲ヶ畑写真資料調査報告
- 23 文化財の保存活用と地域コミュニティ
- 26 京丹後市久美浜町太刀宮文書(久美浜代官所郡中代文書)・佐治家資料調査と御用留横断研究
- 27 君尾山光明寺文化財調査報告・由良神社文化財調査報告
- 28 夜久野の後期古墳と末窯跡群



京都府立大学文化遺産叢書 第30集

### 舞鶴木船衛門家文書調査報告 京都府北部MALUI連携事業

編集 東昇  
発行 京都府立大学文学部歴史学科  
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5  
発行日 2024年3月31日  
印刷 株式会社サンエムカラー  
〒601-8371 京都市南区吉祥院嶋檜山町37